

議案第68号

都市公園を設置すべき区域の決定について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項の規定より、次のとおり都市公園を設置すべき区域を定める。

平成29年8月31日

西脇市長 片山象三

- 1 都市公園の名称  
日本へそ公園
- 2 新たに設置する都市公園の区域  
西脇市上比延町字岡ノ山北の一部（別紙区域図のとおり）
- 3 新たに設置する都市公園の面積  
2,222平方メートル

